

## 国民の保護に関する基本指針の一部変更概要（平成 29 年 12 月）

国民の保護に関する基本指針の一部変更 国民保護に関する取組を踏まえた  
基本指針の記述の変更

- ① 「避難に当たって配慮するべき事項」の箇所に、平素から J アラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記する。
- ② 「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定することを明記する。
- ③ 「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加する。